

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県瀬戸市山の田町43番地の303
(所在地)
氏名 有限会社岩田清掃
〔名称及び
代表者の氏名〕 代表取締役 岩田 勝次 様

平成28年1月12日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき次のとおり許可します。

平成28年3月30日

名古屋市長 河村 たかし



- 許可番号 4-1-20
- 許可期間 平成28年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで
- 事業の範囲（収集及び運搬の別並びに取扱廃棄物の種類）
ごみの収集運搬
以下余白
- 許可の条件
名古屋市一般廃棄物処理計画及び市長の定める事項を遵守すること。
以下余白
- 許可の更新及び変更の状況
平成28年 4月 1日 更新
以下余白

再交付・書換え交付
(理由及び年月日)

- 備考 1 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。